

支 払 基 金
平成 2 7 年 9 月 1 8 日

特定器材マスターの改定について

今般、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

記

平成 2 6 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 6 2 号「別表 経過措置」に
基づく特定器材コードの廃止（変更区分「9」：6コード）

平成 2 7 年 9 月 3 0 日廃止

特定器材 コ ー ド	特定器材名
710010738	植込型除細動器（3型・MRI対応型）・指定番号BZX00 292
710010739	植込型除細動器（3型・MRI対応型）・指定番号BZX00 294
710010741	植込型除細動器（5型・MRI対応型）・指定番号BZX00 292
710010742	植込型除細動器（5型・MRI対応型）・指定番号BZX00 294
710010744	両室ペーシング機能付き植込型除細動器・単極又は双極・M R I ・ 指 定
710010746	バルーン拡張型人工生体弁セット・指定番号